



# 令和6年度第2回相模原地域地域医療構想調整会議 資料1

## 協議：令和6年度の病床整備事前協議について

# 目次

- 本資料は、令和6年度の相模原地域における病床整備事前協議の実施について協議するものです。

- 1 事前協議の目的
- 2 令和6年4月1日時点の既存病床数
- 3 第1回調整会議での協議結果
- 4 協議事項1：公募する病床機能について
- 5 協議事項2：公募期間について
- 6 まとめ

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

# 令和6年4月1日時点の既存病床数

令和6年7月23日開催  
第1回保健医療計画推進会議資料

## ＜療養病床及び一般病床＞

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差 引	整備目標病床数	差 引
	A	B	B - A	C	C - B
横 浜	25,209	23,386	△1,823	24,510	△1,124
川崎北部	4,279	4,113	△166	設定なし	
川崎南部	3,658	4,585	927		
相模原	6,389	5,910	△479		
横須賀・三浦	5,238	5,183	△55		
湘南東部	4,726	4,301	△425		
湘南西部	4,360	4,537	177	設定なし	
県 央	5,229	5,324	95		
県 西	2,678	2,914	236		
合 計	61,766	60,253	△1,513		

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

# 第1回調整会議での各地域の協議結果

- 基準病床数に比べて既存病床数が不足している5つの二次保健医療圏では、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、協議を行った結果、次のとおりであった。

二次保健医療圏	実施の可否	公募病床数	公募する病床機能	希望する公募スケジュール
①横浜	実施する	471床	回復期機能 慢性期機能	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで
②川崎北部	実施する(*1)	(166床)	(第2回調整会議で協議)	(第2回調整会議で協議)
③相模原	実施する(*1)	(91床)	<u>(第2回調整会議で協議)</u>	<u>(第2回調整会議で協議)</u>
④横須賀・三浦	実施しない	—	—	—
⑤湘南東部	実施する	133床	回復期機能 慢性期機能 急性期機能(産科)	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで

(\*1) 川崎北部と相模原では、今後、事前協議を実施する方向で意見がまとまったが、公募要件等の詳細については、第2回調整会議で協議することとなった。

# 【参考】公募病床数の考え方

二次保健医療圏	既存病床数との差分 (A)	公募病床数 (B)	差分 (A-B)	公募病床数の考え方
①横浜	1,124床	471床	656床	1,124床から介護医療院への転換分183床を除き、半分にした病床数 (* 1)
②川崎北部	166床	(166床)	—	—
③相模原	479床	<u>(91床)</u>	388床	479床から介護医療院への転換分388床を除いた病床数
④横須賀・三浦	55床	—	—	—
⑤湘南東部	249床	133床	116床	249床から介護医療院への転換分116床を除いた病床数

(\* 1) 公募病床数を半分とした理由は、1,124床は第8次保健医療計画期間（令和6年～11年）の6年間で整備可能な病床数であるが、基準病床数等の見直しを検討する令和8年度までの3年間の目標設定としたため。

# 協議事項 1 : 公募する病床機能について（前回会議の振り返り）

## 第 1 回調整会議における事務局の提案

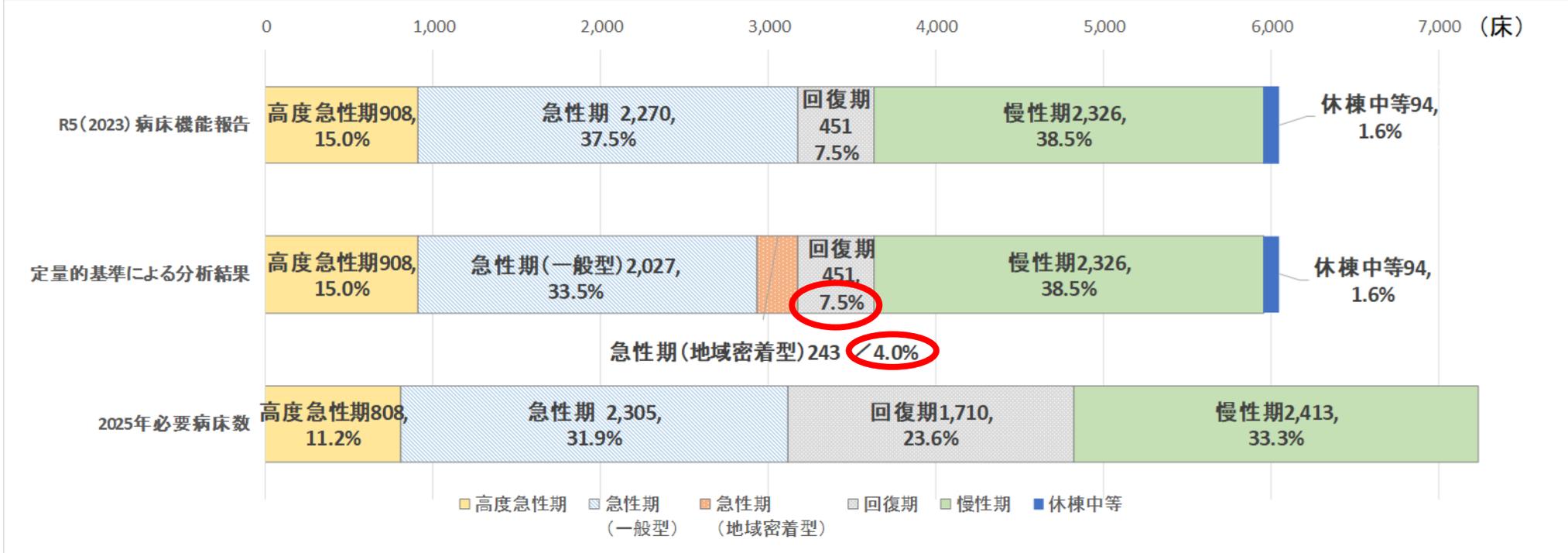
- 病床機能報告の結果から急性期機能病床と回復期機能病床を基準病床数（91床）の範囲内で、公募により配分を行う。
- **回復期機能の増床を優先し、急性期機能増床上限を15床とする。**

## 主な意見

- 相模原市は、県内でも急性期病床が足りないという唯一のエリアではないか。急性期がさばけないのに、回復期を増やしても仕方がないので、**救急等を担う急性期という条件づけ**をしたほうがいいのか
- 回り八を増やすというよりは、**二次救急を担えるようなところ、もしくは地域包括医療病棟**のようなところが手を挙げていただかないと今後厳しいのではないかと。
- **急性期15床の上限は外したほうがいい**。回復期機能の増床を優先する必要はなくて、両方で判断したほうがいいのか。
- **高齢者救急を中心とした救急の病床**というのを考えていただきたい。
- 定量的基準の分析結果を参考とした基準にしてもよいのではないかと。

# 【参考】令和5年度の病床機能報告結果に基づく定量的基準の分析結果（相模原）

	高度急性期	急性期 (一般型)	急性期 (地域密着型)	回復期	慢性期	休棟中等	計
R5 (2023) 病床機能報告	908	2,270		451	2,326	94	6,049
定量的基準による分析結果	908	2,027	243	451	2,326	94	6,049
2025年必要病床数	808	2,305		1,710	2,413		7,236



⇒ 定量的基準で見ると、回復期 + 急性期（地域密着型） = 11.5% < 23.6%（必要病床数）

# 協議事項 1 : 公募する病床機能について（前回意見を踏まえた案）

資料 1 別紙によりご説明

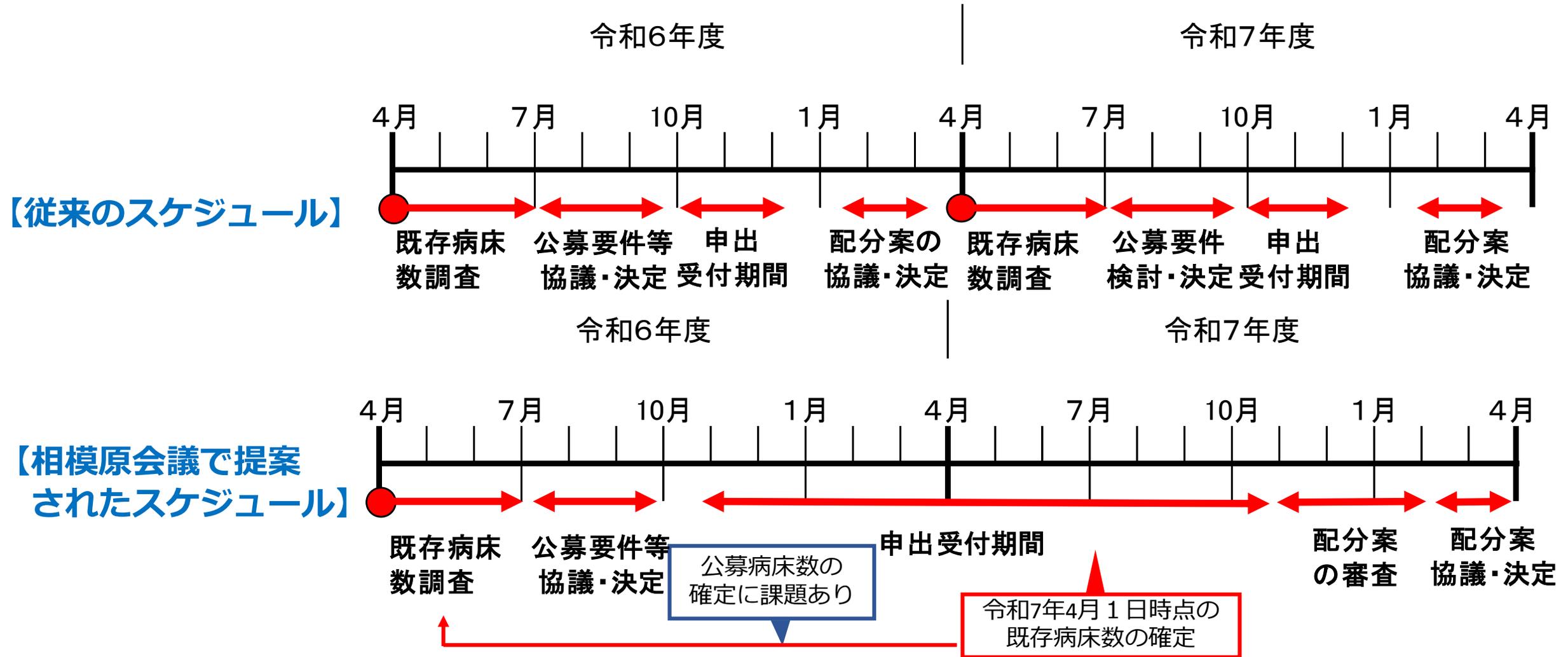
# 協議事項 2 : 公募期間について（前回会議の振り返り）

## 第 1 回調整会議における事務局の提案

- 公募期間が短いことから、開設希望者に対し十分な準備期間が設けられていなかった可能性があるため、募集期間を従来の 2 か月から延長する。
- 十分な審査を行うために、配分可否の審査期間についても延長する。

	従来	延長案
公募期間	10～11月 (2 か月)	11月から翌年度10月まで (1 年間)
審査期間	12月～1月 (2 か月)	11月から1月まで (3 か月)

# 協議事項 2 : 公募期間の見直しの際の想定スケジュールと課題①



## 協議事項 2 : 公募期間の見直しの際の想定スケジュールと課題②

### 【課題】

- 申出受付期限が令和 7 年度中であり、**本来考慮すべき病床数は令和 7 年 4 月 1 日の病床数**（確定時期：令和 7 年 7 月頃）となるため、**公募開始時に病床数を確定できない。**

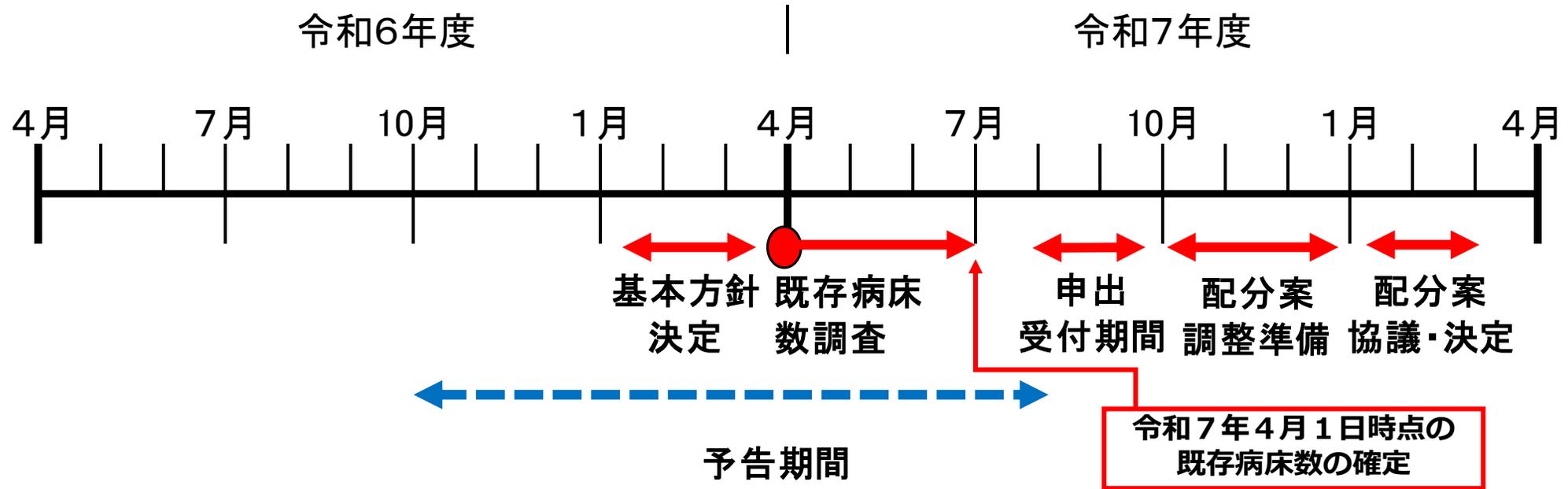
#### ◇病院等の開設等に関する指導要綱 第 4 条

「知事は、**毎年度 4 月 1 日現在における既存病床数を調査した結果**、既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏について、**事前協議の対象とするに足りるものであるか否か**及び**地域に必要な病床機能など**について**地域医療構想調整会議における協議結果を確認**するものとする。」

## 協議事項 2 : 公募期間の見直し方法①

### 【公募スケジュール（見直し案）】

- 現行の「病院等の開設等に関する指導要綱」に基づきつつ、可能な限り公募期間等を確保する方法として、次のスケジュールを県にて検討した。



※令和7年4月1日現在の既存病床数の確定後、公募を行うため、保健医療計画推進会議や調整会議を書面にて臨時開催させていただく可能性あり。

## 協議事項 2 : 公募期間の見直し方法②

### 【考え方】

- 令和6年度中に「予告」として、「公募を実施すること」や「公募する病床機能」を予定として告知しつつ、**令和7年4月1日現在の既存病床数が確定した後、速やかに「公募する病床数」を告知する。**
- これにより、開設希望者に十分な検討期間を与えることも可能となるのではないか。
- なお、「公募スケジュールの延長」が他の病床整備事前協議との関係で不具合が生じた場合を考慮し、**今回は「試行」という位置づけ**で実施したい。

### 【事前協議の予告について】

- 第1回の調整会議において、公募期間の延長については反対意見がなかったが、要綱改正等が必要になる可能性があったため、今後の進め方については会長一任として後日結果を報告することが了承された。
- 公募期間の見直しについて、会長、県、相模原市で協議し、9月30日に開催された保健医療計画推進会議において本日ご提案した方向性が了承されたため、**県HPにおいて10月7日より事前協議の予告について先行して実施**している。



**第2弾として、本日の協議事項1「公募する病床機能」の結果を予告する。**

## 協議事項 2 : 【事前協議の予告に係る県HPの内容 1/2】

### 令和7年度病床整備に関する事前協議の予告（川崎北部・相模原地域）について

#### 対象とする保健医療圏、病床数及び公募要件

令和6年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む）又は精神病床の既存病床数が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏については、令和7年度に事前協議を実施することを予告します。

二次保健医療圏名	市町村	病床種別	公募病床数（見込み）
川崎北部	川崎市高津区、宮前区、多摩区、麻生区	療養病床及び一般病床	166
相模原	相模原市	療養病床及び一般病床	91

## 協議事項 2 : 【事前協議の予告に係る県HPの内容 2/2】

### 公募要件等

＜川崎北部地域＞

- ・令和7年3月頃確定する予定

＜相模原地域＞

- ・令和7年3月頃確定する予定

### 申出期限（イメージ）

令和7年8月頃から令和7年10月頃まで

※従来の2ヵ月から延長。申出期限の詳細は令和7年7月頃確定する予定

### スケジュール（イメージ）

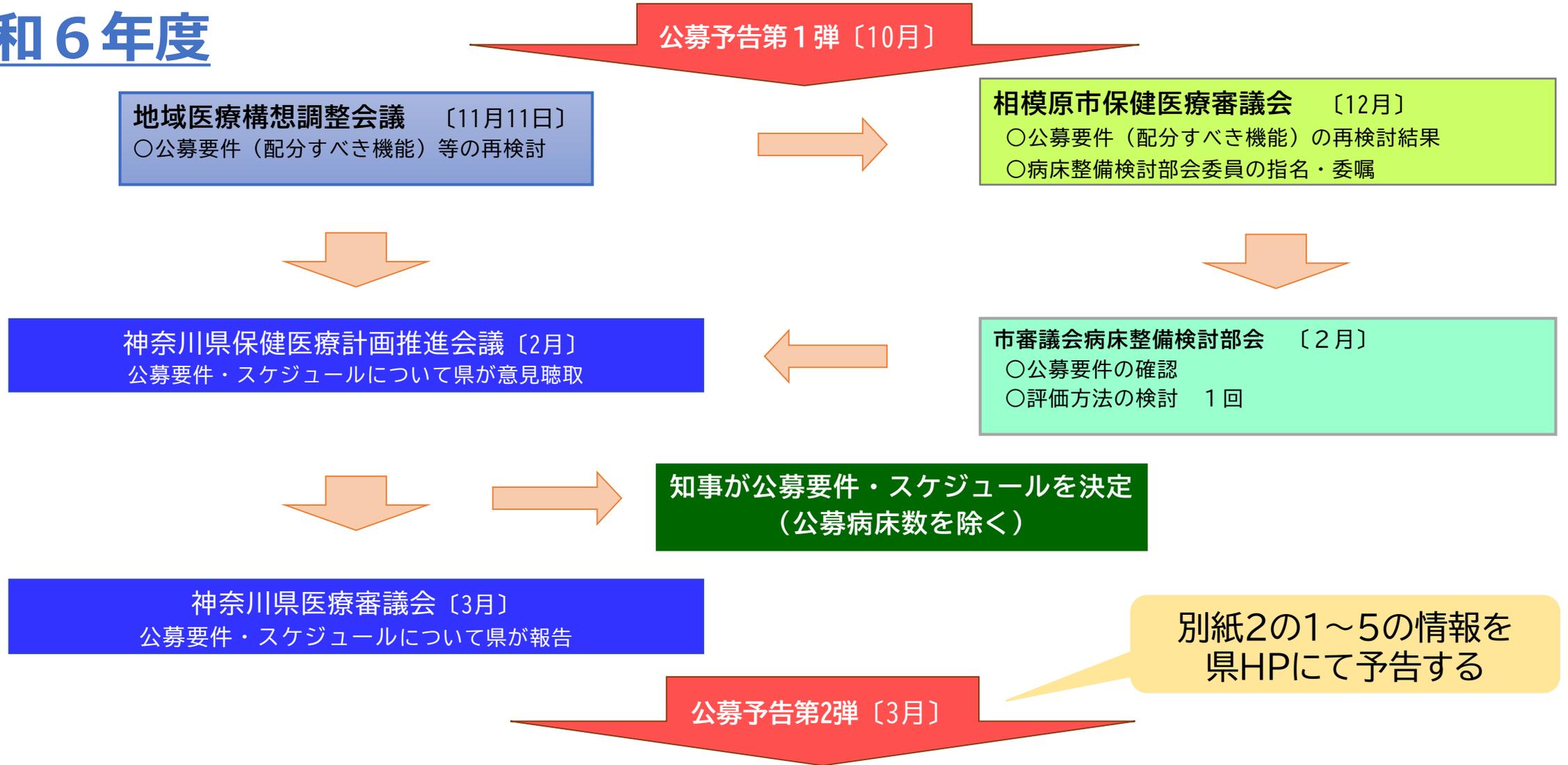
令和7年8月頃から令和7年10月頃まで 病院開設等の申出受付

令和8年1月から2月 地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）、市保健医療協議会等の意見聴取

令和8年2月下旬から3月 県保健医療計画推進会議の意見聴取、県医療審議会への報告、申出者への結果通知

# 協議事項 2 : 今後のスケジュール (予定)

## 令和 6 年度



# 協議事項 2 : 今後のスケジュール (予定)

## 令和 7 年度

既存病床数の確定 [7月]

地域医療構想調整会議 座長一任※ [7月]  
○令和7年度の既存病床数確定に伴う公募病床数の確定

※ 公募病床数は令和7年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較して、自動的に算出されるため座長に確認した上で確定することとしたい。

神奈川県保健医療計画推進会議 [7月下旬]  
公募病床数について県が意見聴取

知事が公募病床数を決定 [7月下旬]

公募開始  
[8月~9月]

地域医療構想調整会議 [1月]  
○配分案に対して県が意見聴取

市審議会病床整備検討部会 [10~12月]  
○配分案の作成 (配分先医療機関、病床数) 2回

相模原市保健医療審議会 [2月]  
○配分案に関して市が意見聴取

市長が配分案を決定し、県へ報告 [2月]

神奈川県保健医療計画推進会議 [2月] 相模原市の配分案について県が意見聴取

神奈川県医療審議会 [3月] 相模原市の配分案について県が報告

知事が配分案について審査結果を決定する [3月]

# まとめ（協議をお願いしたい事項）

## 協議事項 1：公募する病床機能について

- ・ 公募要件は、急性期または回復期を担うものとする
- ・ 主な配分の考え方として、地域における医療需要（高齢者救急に対応する病床を必要性のある病床として優先する。）、地域医療連携への貢献度等を踏まえ、総合的に配分案を決定すること

## 協議事項 2：公募期間の見直しについて

- ・ 令和7年3月に公募する「病床機能」及び「スケジュール」を予告し、令和7年7月頃に「病床数」を告知するというスケジュールの見直し案について